

岩美町松葉がに漁獲量日本一PR推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）規定に基づき、岩美町松葉がに漁獲量日本一PR推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、岩美町内の漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合支所及び株式会社いわみ道の駅（以下「漁協等」という。）が、松葉がに漁獲量日本一PRイベント等を開催し、松葉がにの販売促進と消費拡大を推進すること（以下「松葉がに漁獲PR」という。）により、松葉がにの価格の安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、漁協等が実施する別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」）に要する同表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、対象事業を実施しようとする日より20日以上前に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、本補助金の増額又は30パーセントを越える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(変更等の承認)

第7条 漁協等は、第6条の規定により町長の承認申請は、様式第4号により変更承認申請書を作成し、町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

(実績報告書)

第8条 規則第17条の既定による実績報告書は、様式第5号のとおりとし、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるもの

とする。

(受入額調書)

第9条 規則第20条第3号に規定する受入額調書は、様式第6号のとおりとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるものもほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限りとする。
- 3 この要綱は、平成28年3月31日限りとする。
- 4 この要綱は、平成31年3月31日限りとする。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る補助事業から適用し、令和4年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

1 対象事業	松葉がに漁獲PR事業
2 補助対象経費	(1) PRイベント開催経費（鮮魚等の販売経費を除く経費） 賃金、報償費、船舶車輛の使用料、機械器具等の賃借料、 消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、委託料 (2) その他町長が特に認める経費
3 補助率	第2欄に掲げる経費から他の全ての収入を控除した額の1/2以内 （ただし、本補助金の上限は50万円とする。）